平成２１年（フ）第８２７号
千葉県市川市平田３丁目13番11号　プランドール市川205号
債務者　内藤亜紀子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８３６号
千葉県習志野市東習志野８丁目４番21号　カーサビアンカⅡ202号
債務者　相馬　慶子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８５０号
千葉県八千代市上高野1236番地12
債務者　藤澤　正道
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８５１号
千葉県八千代市上高野1236番地12
債務者　藤澤佳津子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８７６号
千葉市花見川区武石町２丁目888番地
債務者　小池　忠輔
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第２２４号
千葉県成田市東和田360番地１ドリームハイツ206号
債務者　岩澤佐登子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第９６号
千葉県君津市南子安６丁目９番15号103
債務者　小林　真美
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１０８号
千葉県木更津市富士見１丁目13番７号　宮の荘13号
債務者　石川　榮子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１１０号
千葉県袖ケ浦市蔵波2624番地
債務者　高橋　春美
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第２２号
千葉県香取郡東庄町東今泉1323番地２
債務者　林　　桂子
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後３時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２１年（フ）第５２９号
川崎市多摩区中野島６丁目４番２―103号
債務者　筒井　幸子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５３３号
川崎市川崎区大師河原１丁目１番12―604号　ミラリオ大師河原２
債務者　平沢　弘子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５８９号
愛知県刈谷市広小路７丁目１番地１　モアグレース刈谷広小路901号
債務者　齊藤　夏枝
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第２８３号
岡山県小田郡矢掛町上高末１番地
債務者　小門　　正
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２８４号
岡山県小田郡矢掛町上高末１番地
債務者　小門　真琴
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第４４１号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子1165番地７　アクシスコート巣子203号
債務者　小山　敏信
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４０９号
水戸市見川町2131番地の1392
債務者　赤沼　純子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
水戸地方裁判所